

死刑執行に関する会長声明

1 本年7月28日、東京拘置所において2名の死刑確定者に対して死刑が執行された。2007年ないし2009年の自公政権下の3年間で31名の死刑確定者に対する死刑執行がなされ、その激増ぶりが憂慮されていたところ、昨年9月に民主党を中心とする政権が発足した。千葉法務大臣は、大臣就任時、死刑について、「人の命に関わるものであり、慎重に取り扱っていきたい」「広い国民的議論を踏まえて私たちが進むべき道を見出したい」と述べていただけに、この度、国民的議論が一切なされないまま死刑の執行がなされたことは誠に遺憾である。

2 世界では、死刑制度の廃止が潮流となっており、我が国をはじめとする死刑存置国に対し、死刑の執行を停止し、あるいは死刑適用の制限を求める動きがますます強まっている。ヨーロッパでは、死刑廃止がEUの参加条件となっている。アジアにおいても、フィリピンでは一旦復活していた死刑を再び廃止し、韓国では10年以上死刑執行が行われていない。全世界的に見ると、死刑存置国が60国弱であるのに対し、法律上または事実上の死刑廃止国が140国近くに及ぼうとしている。

このような世界情勢の中、わが国政府は、2008年10月、わが国の人権状況の審査を行った国際人権（自由権）規約委員会から、「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである」との勧告を受けたほか、必要的上訴制度を導入し、再審請求等による執行停止効を確実にすること等、我が国の死刑制度を抜本的に見直すことを求められた。

3 政府は、これらを意に介さず、依然として死刑を存置し、執行を続けている。しかし、その中で、死刑判決をめぐる様々な問題が浮上してきている。すでに死刑が執行された飯塚事件については、2009年10月、死刑判決を支える有力な証拠とされたDNA鑑定に誤りがあったことを理由として再審請求がなされた。また、本年4月27日には、最高裁判所第三小法廷で、高等裁判所の死刑判決を破棄、差し戻す判決が下されている。

昨年5月21日に裁判員制度が実施されてから、いまだ検察官から死刑が求刑された事件はないが、早晚、一般市民も、死刑の量刑判断という困難な場面に直面せざるを得ない。

4 このような今こそ、誤判の可能性などの死刑制度が抱える問題点を様々な角度から洗い出して広く社会が情報を共有し、仮釈放の可能性のない終身刑の導入等も含めて議論を始めなければならない。

千葉法務大臣は、自ら死刑執行に立ち会い、今後、東京拘置所の刑場を公開する意向を示した。また、死刑のあり方に関する勉強会を立ち上げ、今月6日、その初会合を開催した。しかしながら、勉強会の構成メンバーが法務省内に限られているという点は国民的議論への発展を目指すという観点からは懸念が残るところである。政府に対しては、今後、死刑制度に関するより多くの情報を社会に提供するとともに、上記勉強会の構成メンバーに民間人を入れるなど、真に開かれた国民的議論を形成するための方策をとることを期待する。

当会は、改めて政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するよう、重ねて強く要請するものである。

2010（平成22）年8月19日

横浜弁護士会

会長 水地啓子